

令和3年8月31日

兵庫県バス協会

令和3年度 自動車点検整備推進運動における大型自動車の  
重点点検の実施について

標記について、国土交通省自動車局整備課から通知がありましたのでお知らせいたします。実施期間は例年通り、9月1日（水）から11月30（火）までの3か月です。

対象車両は乗車定員30人以上のバスとなります。

会員事業者様におかれまして実施結果をメールで送付しました添付ファイル「報告様式」に記載していただき、12月8日（水）までに新屋敷までメールでお願いいたします。

※ 報告様式は、「定期点検報告様式」のみです。

よろしくお願ひいたします。

以上



事務連絡  
令和3年8月30日

各都道府県バス協会 専務理事様

公益社団法人日本バス協会  
技術安全部長

令和3年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検  
の実施について

平素より当協会の業務に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。標記について、国土交通省自動車局整備課総括課長補佐から別紙のとおり依頼がありましたので、地方運輸局等へのご報告にご協力いただけますよう貴協会会員事業者に周知お願ひいたします。

担当：技術安全部（田中・横山）  
電話：03-3216-4015

事務連絡

令和3年4月27日

公益社団法人日本バス協会 技術安全部長 殿

国土交通省自動車局整備課

総括課長補佐

(公印省略)

令和3年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の  
実施について

令和3年度の自動車点検整備推進運動の実施については、「自動車点検整備推進運動の実施について」(令和3年4月27日付け、国自整第16号、国自基第2号)により、ご協力を依頼したところですが、大型自動車の重点点検にあたり、別添のとおり「令和3年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の実施要領」を定めましたので、その旨ご理解いただくとともに、効率的かつ円滑な実施へのご協力よろしくお願いいたします。

また、平成27年末から連続して発生している車両火災事故、平成27年11月に発生した車体腐食事故及び近年増加し、令和元年度には統計史上最多となった車輪脱落事故を踏まえ、これらの事故防止のため、重点点検のみならず、日頃の点検におきましても、確実な点検・整備を実施くださいますようお願いいたします。



(別添)

## 令和3年度自動車点検整備推進運動における 大型自動車の重点点検の実施要領

令和3年4月  
国土交通省  
自動車局整備課

大型自動車(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車をいう。以下同じ。)については、近年、車両の使用年数が伸びることにより、車齢の高いものが増え、総走行距離も伸びる傾向にある。また、大型自動車の車輪脱落事故や車両火災の防止については、これまで日常点検整備、定期点検整備の励行について注意喚起しているところであるが、依然としてこれらの事故が発生している状況にある。

これらの状況を踏まえ、今年度も自動車点検整備推進運動の一環として、下記のとおり大型自動車の重点点検を行うこととする。

### 記

#### 1. 重点点検実施対象事業者

- (1) 公益社団法人日本バス協会の会員であって、乗車定員30人以上の自動車を保有するすべての事業者(ただし、次の(2)と重複する事業者を除く。)。
- (2) 公益社団法人全日本トラック協会の会員であって、車両総重量8トン以上の自動車を50両以上保有する事業者。

#### 2. 実施期間

令和3年9月1日(水)から11月30日(火)までの3ヶ月間(以下「重点点検期間」という。)。

#### 3. 重点点検項目

- (1)法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

### 重 点 点 檢 項 目

点検箇所		点検時期	3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置	燃料漏れ	同左	
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左	
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左	
	ブレーキ・チャンバー (*トラックのみ)	ロッドのストローク	同左 機能	
車枠及び車体 (*バスのみ)		非常口の扉の機能 緩み及び損傷	同左	
ターボチャージャー (*バスのみ)			タービン・ロータの回転具合等(メーカー指定)	

(2) 貨物運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、重点点検期間中、法定点検時期の有無に係わらずに一回以上、ホイール・ナットの緩みの重点点検を実施する。なお、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向があることから、重点点検期間中に冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することが望ましい。

#### 4. 実施方法

(1) 地方運輸局及び沖縄総合事務局(以下「地方運輸局等」という。)、又は、地方運輸支局、自動車検査登録事務所、陸運事務所及び運輸事務所等(以下「地方運輸支局等」という。)は、重点点検実施対象事業者に対し、重点点検項目を特に留意して点検するよう注意喚起を行い、その点検結果を報告様式(別紙1)

により報告するよう依頼する。

(2) 重点点検実施対象事業者は、3.(1)について、重点点検項目を特に留意して点検し、その点検結果を報告様式(別紙1)に記入し、都道府県別に地方運輸支局等に報告する。重点点検期間中に定期点検を実施した車両が存在しない場合についても、定期点検実施台数を0台として記入し、報告する。

また、3.(2)について、その点検結果を報告様式(別紙3)に記入し、都道府県別に地方運輸局等に報告する。大型自動車を保有していない貨物自動車運送事業者についても、ホイール・ナットの緩みの重点点検実施台数を0と記入し、報告する。

(3) 地方運輸局等は、各事業者の点検結果を令和4年1月15日(金)までに様式(別紙2及び様式4)により集計した上で、国土交通省自動車局整備課あて報告する。(報告をしていない事業者が存在する場合は、催促を行う等し、必ず報告を受けるよう努める。)

※1 重点点検の実施にあたっては、必要に応じて地方運輸局等から、各都道府県のバス協会及びトラック協会に協力を依頼する。

※2 地方運輸局等並びに各都道府県のバス協会及びトラック協会においては、必要に応じて重点点検対象事業者以外にも対象を広げる等、自主的な取組に努めることとする。



事業者名	大型バス (乗合)	大型バス (貸切)	大型トラック (被牽引車を除く)	大型トラック (被牽引車)
保有台数	台	台	台	台
定期点検実施台数	台	台	台	台

(バス・トラック共通)

点検項目	点検の実施方法	【1台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上】	必須記入	不適合	不具合別内訳件数	総走行距離別	初度登録年別
燃料装置の燃料漏れ (3月)	① フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレーター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。 ※エンジン・ポンプ内部のエンジンオイルに燃料の漏れがないか、注意して点検する。 ② フューエル・ポンプ内部の亀裂・損傷がないかを目視などで点検する。 ③ ホース及びパイプの亀裂に痛みがないか、目視などで点検する。 ④ クランプのゴム等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異状がないか、目視などで点検する。 ※特に経年車は、クランプのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。	① フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレーター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。 ※エンジン・ポンプ内部のエンジンオイルに燃料の漏れがないか、注意して点検する。 ② フューエル・ポンプ内部の亀裂・損傷がないかを目視などで点検する。 ③ ホース及びパイプの亀裂に痛みがないか、目視などで点検する。 ④ クランプのゴム等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異状がないか、目視などで点検する。	ホース・パイプの壊裂 クランプの取付状態 クランプのゴムの劣化	件 件 件	50万km未満 50超~100万km 100万km超	H28年以降 H27~H24年 H23年以前	合 合 合
電気装置の電気配線 (3月)	① ホース、パイプ及び接合部に液漏れがあるかを目視などで点検する。 ② ホースによるふくらみ、亀裂・損傷がないかを目視などで点検する。 ③ ホースの劣化 ④ 接合部及び取付状態 ⑤ エアブレーキの場合、エア漏れがないかを石鹼水等を用いて目視などにより点検する。	① ホース、パイプ及び接合部に液漏れがあるかを目視などで点検する。 ② ホースによるふくらみ、亀裂・損傷がないかを目視などで点検する。 ③ ホースの劣化 ④ 接合部及び取付状態 ⑤ エアブレーキの場合、エア漏れがないかを石鹼水等を用いて目視などにより点検する。	クランプの取付状態 電気配線の干渉 他の部分との接触 ホースの劣化 接合部、クランプの緩み エア漏れ	件 件 件 件 件	50万km未満 50超~100万km 100万km超 50万km未満 50超~100万km 100万km超	H28年以降 H27~H24年 H23年以前 合 合 合	合 合 合
制動装置のブレーキ・チャンバーの機能 (3月)	① 規定の空気圧の状態で、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかどうかをスケールなどにより点検する。 ② ブレーキ・ペダルを戻したときのチャンバー・ロッドの戻りに異常がないかを目視などにより点検する。 ③ 必要がある場合には、ブレーキ・ペダルを分解し、ダイヤフライム、スプリング、チャンバーなどを損傷や劣化がないかを目視などにより点検する。(定期交換部品についても、メーカーの指定する時期に交換する必要がある。)	① 規定の空気圧の状態で、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかどうかをスケールなどにより点検する。 ② ブレーキ・ペダルを戻したときのチャンバー・ロッドの戻りに異常がないかを目視などにより点検する。 ③ 必要がある場合には、ブレーキ・ペダルを分解し、ダイヤフライム、スプリング、チャンバーなどを損傷や劣化がないかを目視などにより点検する。(定期交換部品についても、メーカーの指定する時期に交換する必要がある。)	ロッドのストロークの規定範囲外	件	50万km未満 50超~100万km 100万km超	H28年以降 H27~H24年 H23年以前	合 合 合
非常口の扉の機能 (3月)	非常口の扉がスマートに開き、確実に閉まるか及び開いたときに警報装置が作動するかを点検する。	① 非常口の扉がスマートに開き、確実に閉まるか及び開いたときに警報装置が作動するかを点検する。	開閉不良	台	50万km未満 50超~100万km 100万km超	H28年以降 H27~H24年 H23年以前	合 合 合
車体の塗装剥離 (3月)	フレーム、サイドメンバ、クロスマンバなどに腐食による損傷がないか目視及び点検ヘマによる打音点検	フレーム、サイドメンバ、クロスマンバなどに腐食による損傷がないか目視及び点検ヘマによる打音点検	損傷	台	50万km未満 50超~100万km 100万km超	H28年以降 H27~H24年 H23年以前	合 合 合
ターピン・ロードの回転具合 (12月)	バス輸入・販売事業者及びバス製作者が定めたデータによる定期点検を実施する。 ※ターピン・ロードの回転具合等による定期点検を行う場合には、液状シーリング材を用いないよう、注意する。	シャフトのガタ、ロータヒューズとの接触	件	50万km未満 50超~100万km 100万km超	H28年以降 H27~H24年 H23年以前	合 合 合	合 合 合

(点検後の留意点等)

対象となる「大型車両」「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8t以上のトラック」のこと。  
① 点検整備作業終了後には、エンジン上やエンジンルーム内外に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認。  
② フューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのにじみや漏れがないかを確認。  
※試運転時、マフラー、テール・パイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。

※「不適合」台数を確認する場合は、「不適合」台数をご記入ください。  
(距離・車齢いすれか片方の記入でも構いません。)

※「協力」がなければ誤合は、内面をご記入ください。  
(距離・車齢いすれか片方の記入でも構いません。)

※下記にない不具合については、左欄の「不適合」台数のみに計上。

※「協力」がなければ誤合は、内面をご記入ください。  
(距離・車齢いすれか片方の記入でも構いません。)

※「協力」がなければ誤合は、内面をご記入ください。  
(距離・車齢いすれか片方の記入でも構いません。)

① 「保有台数」については  
重点点検の実施期間(3ヶ月間)  
の平均台数を四捨五入し、  
整数值で記入してください。

営業支局等				定期点検報告様式			
台数	回収率			別紙2			
大型バス (台)	大型バス (実切)	大型トラック (被牽引車を除く)	大型トラック (被牽引車)				
保有台数							

  

定期点検実施台数	
うち 12月点検	

② 「定期点検実施台数」については3ヶ月間で定期点検を実施した全ての車両台数を記入してください。  
(3ヶ月間で同一車両に対して2回以上定期点検を行った場合も、1台として計上してください。)

バスのロッドのストローク(3月)	正常の状態で、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一気に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかどうかをスケールなどにより点検する。
制動装置のブレーキ・チャック(バの部品)(12月)	①規定の空気圧の状態で、当該点検の補助者にホース(チューブ)の接続部に石けんなどを塗り、②シルを覆したときのチャンバー・ロックの戻り具合を確認する。 ③必要がある場合には、ブレーキ・チャックをツメを目標などにより点検する。(定期点検部品にノット付)
(バスのみ)	非常口の扉の機能(3月)

③ 「不適合」の欄には、不適合があつた台数を記入してください。  
ただし、複数の不適合箇所があつても1台と計上してください。

【重要】 重点点検報告様式については、3ヶ月間の点検結果を1枚にまとめて報告してください。

【重要】 重点点検報告様式については、3ヶ月間の点検結果を1枚にまとめて報告してください。

定期点検報告様式		別紙2
(点検後の留意点等)		
①点検整備作業終了後には、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。 ②フューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのにじみや漏れがないかを確認する。 ※ 試運転時、マフラー、テール・パイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。		
※ 下記にない不具合については、左欄の「不適合」台数のみ記入してください。		※ ご協力いただいた場合は、「不適合」台数の総走行距離及び革幹別

⑤ 「総走行距離別」と「初度登録年別」の内訳についても記入してください。

50超～100万km	台
100万km超	台
60万km未満	台
60超～100万km	台
100万km超	台
50万km未満	台
50超～100万km	台
100万km超	台

④ 「不適合別内訳件数」の欄には、それぞれの項目について内訳を記入してください。

ただし、どの項目にも当てはまらない場合は、③「不適合」台数のみに記入し、内訳を記入いただく必要はございません。

50万km未満	台
50超～100万km	台
100万km超	台
50万km未満	台
50超～100万km	台
100万km超	台
50万km未満	台
50超～100万km	台
100万km超	台